

徳島県告示第三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法
第十条第一項の規定に基づき、土地改良区の行う土地改良事業計画の変更を認可したので
、同法第四十八条第十一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

申 請 人	地 区 名	認 可 年 月 日
阿南東部土地改良区	阿南東部地区	令和四年十二月十九日